

第26期東京都自然環境保全審議会第2回鳥獣部会

日 時 令和6年2月2日(金曜日)午後2時～
形 式 WEB会議

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

審議事項

諮問第485号 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

3 閉 会

【配付資料】

資料1 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

資料2 東京都指定奥多摩鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】(素案)

参考資料1 鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

参考資料2 鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

第26期東京都自然環境保全審議会 鳥獣部会委員名簿

氏 名	役 職 名 等
石 井 信 夫	東京女子大学名誉教授
入 交 眞 巳	(公社)東京都獣医師会理事 東京農工大学ディープテック産業開発機構特任准教授
田 尻 浩 伸	(公財)日本野鳥の会自然保護室室長
山 崎 晃 司	東京農業大学教授
山 崎 靖 代	東京都森林組合副組合長
相 原 宏 次	(一社)東京都農業会議事務局長
八 尾 明	(公社)東京都猟友会会長

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

資料 1

1 概要

(1) 位置

東京都西多摩郡奥多摩町

(2) 面積

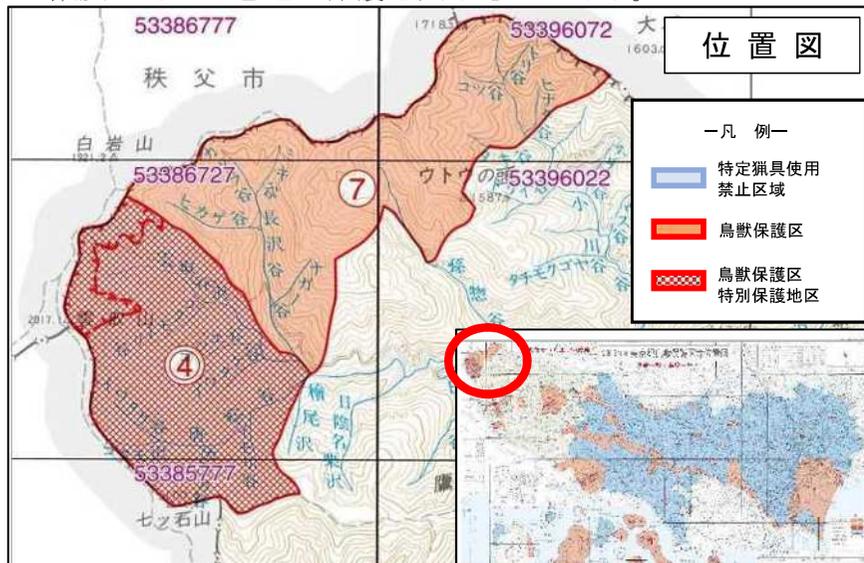
1,173ヘクタール

(3) 現指定期間

平成16年11月1日から令和6年10月31日まで

(4) 指定目的

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原生的な自然が多く残されている。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧IA類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。



2 指定期間の更新について

(1) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(2) 保護に関する方針

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするため、職員や鳥獣保護管理推進員による巡視をするとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、普及啓発活動に取り組む。
- エ 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。



3 指定までの想定スケジュール（過去の事例を基に作成）

- ・令和5年12月 自然環境保全審議会へ諮問
- ・令和6年2月 鳥獣部会審議（1回目）
- ・令和6年3～4月 意見照会（関係地方公共団体等）
指定予定に関する縦覧・告示
- ・令和6年6～8月 鳥獣部会審議（2回目）
自然環境保全審議会本審議会
- ・令和6年9月 環境省へ届出（指定告示の30日前）
- ・令和6年10月 指定告示

※奥多摩鳥獣保護区も同時更新

東京都指定奥多摩鳥獣保護区
特別保護地区計画書
【指定】

(素 案)

令和 6 年 月

東 京 都

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町所在都有林（東京都水道水源林日原分区）中 38、39 及び 50 から 57 までの林班の区域一円

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

奥多摩鳥獣保護区は、奥多摩町にある雲取山の東部に位置しており、地域一帯の植生はブナやミズナラ等の落葉広葉樹林が主となっている。こうした自然環境において、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、準絶滅危惧に分類されるアオバトやアオゲラなどの多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原生的な自然が多く残されている。また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧 I A 類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する方針

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

- (2) 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- (3) 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限とするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。
- (4) 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。

3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積

別表1のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

標高2,017メートルの雲取山を中心とした当該区域は、東京都西部の奥多摩町に位置している。

イ 地形、地質など

当該区域が含まれる雲取山（標高2,017m）は奥多摩町の北東、埼玉県大滝村・山梨県丹波山村との境にあり、日原川、後山川、大洞川の分水嶺である。

雲取山を含む奥秩父主稜は西南部に高く東及び北に向かって低くなっている浸食山塊で、2,000メートル以上の高峰20数座、1,500メートル以上の山峰80余を数え、独立峰を除く連峰では南、北、中央アルプス、八ヶ岳に次ぐ、高山地帯である。しかし、火山が全くないのが大きな特徴となっている。

雲取山一帯に広く分布する中生代ジュラ紀から三畳紀を示す大滝層群は粘板岩、砂岩、頁岩、石灰岩、角岩、緑色岩、千板岩等がみられる。

ウ 植生の概要

当該区域が含まれる雲取山一帯は、コメツガ、トウヒ、ゴヨウマツ、モミなどの針葉樹に、シラカバなどのカンバ類、ナナカマド、カツラ等の広葉樹を加えた針広樹林の天然林が繁茂し、山頂部の針葉樹とともにシダ、蘚苔類の生育が旺盛で、原始的な森林を構成している。

雲取山山頂直下の石尾根の稜線には、広い防火帯が設けられ山地草原が維持されている。夏から秋にかけて、マルバダケブキ、ウスユキソウ、シモツケソウ、ヤマハハコ、ヤマオダマキ、ハナイカリ、コウリンカ、キリンソウ、クルマユリなどが咲く。

エ 動物相の概要

当該区域が含まれる雲取山一帯には、哺乳類ではツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、キツネ、ニホンリスや文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネなどが生息している。鳥類ではハシブトガラス、カケス、エナガや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠA類に分類されるハチクマや絶滅危惧Ⅱ類に分類されるキクイタダキなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表 2、3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

多摩地域を中心に、鳥獣類による植生被害、農林業被害が発生している。特に、当該区域においては、ニホンジカによる植生被害が顕著であるため、被害状況等を監視していく必要がある。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板を設置していく。また、その他、鳥獣の営巣等のため生息環境の維持・改善を図る。なお、当該地域を管轄する多摩環境事務所で管理する。

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト（令和5年度・平成27年度調査）

No.	目名	科名	種名または亜種名	重要な種の選定基準				
				1	2	3	4	5
95	カモ	カモ	カルガモ					
129	タカ	タカ	ハチクマ			NT	CR	
130	タカ	タカ	トビ				NT	
133	タカ	タカ	オオタカ			NT	VU	
135	タカ	タカ	ツミ				VU	
136	タカ	タカ	ハイタカ			NT	VU	
139	タカ	タカ	ノスリ				VU	
141	タカ	タカ	クマタカ			EN	EN	
144	タカ	タカ	イヌワシ	天	内	EN		
160	キジ	キジ	ヤマドリ				VU	
316	ハト	ハト	キジバト					
318	ハト	ハト	アオバト				NT	
320	ハト	ハト	ドバト					
325	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				NT	
327	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU	
328	カッコウ	カッコウ	ツツドリ				NT	
329	カッコウ	カッコウ	ホトトギス				NT	
340	フクロウ	フクロウ	アオバズク				CR	
341	フクロウ	フクロウ	フクロウ				EN	
342	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	EN	
345	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ				DD	
346	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ				EN	
348	ブッポウソウ	カワセミ	アカシヨウビン				CR	
351	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ				NT	
356	キツツキ	キツツキ	アオゲラ				NT	
361	キツツキ	キツツキ	アカゲラ				NT	
362	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ				NT	
364	キツツキ	キツツキ	コゲラ					
374	スズメ	ツバメ	ツバメ					
377	スズメ	ツバメ	イワツバメ				NT	
381	スズメ	セキレイ	キセキレイ					
382	スズメ	セキレイ	ハクセキレイ					
387	スズメ	セキレイ	ビンズイ					
392	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	CR	
394	スズメ	ヒヨドリ	ヒヨドリ					
396	スズメ	モズ	モズ				NT	
403	スズメ	カワガラス	カワガラス				NT	
404	スズメ	ミソサザイ	ミソサザイ				NT	
405	スズメ	イワヒバリ	イワヒバリ					
407	スズメ	イワヒバリ	カヤクグリ				NT	
408	スズメ	ツグミ	コマドリ				VU	
413	スズメ	ツグミ	コルリ				EN	
414	スズメ	ツグミ	ルリビタキ					
416	スズメ	ツグミ	ジョウビタキ					

425	スズメ	ツグミ	トラツグミ				VU	
427	スズメ	ツグミ	マミジロ				VU	
429	スズメ	ツグミ	クロツグミ				NT	
431	スズメ	ツグミ	アカハラ					
433	スズメ	ツグミ	シロハラ					
436	スズメ	ツグミ	ツグミ					
440	スズメ	チメドリ	ガビチョウ					特定
442	スズメ	チメドリ	ソウシチョウ					特定
443	スズメ	ウグイス	ヤブサメ				NT	
444	スズメ	ウグイス	ウグイス				*	
461	スズメ	ウグイス	メボソムシクイ				VU	
462	スズメ	ウグイス	エゾムシクイ				VU	
463	スズメ	ウグイス	センダイムシクイ				VU	
465	スズメ	ウグイス	キクイタダキ				VU	
469	スズメ	ヒタキ	キビタキ					
472	スズメ	ヒタキ	オオルリ				NT	
475	スズメ	ヒタキ	コサメビタキ				VU	
476	スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU	
477	スズメ	エナガ	エナガ					
480	スズメ	シジュウカラ	コガラ					
481	スズメ	シジュウカラ	ヒガラ					
482	スズメ	シジュウカラ	ヤマガラ				○	
484	スズメ	シジュウカラ	シジュウカラ					
485	スズメ	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				NT	
486	スズメ	キバシリ	キバシリ				NT	
487	スズメ	メジロ	メジロ					
491	スズメ	ホオジロ	ホオジロ				NT	
498	スズメ	ホオジロ	カシラダカ				VU	
504	スズメ	ホオジロ	アオジ					
505	スズメ	ホオジロ	クロジ				EN	
515	スズメ	アトリ	アトリ					
516	スズメ	アトリ	カワラヒワ					
517	スズメ	アトリ	マヒワ					
528	スズメ	アトリ	ウソ				VU	
530	スズメ	アトリ	イカル				NT	
531	スズメ	アトリ	シメ					
542	スズメ	ハタオリドリ	スズメ					
558	スズメ	カラス	カケス					
562	スズメ	カラス	ホシガラス				VU	
565	スズメ	カラス	ハシボソガラス					
566	スズメ	カラス	ハシブトガラス					
計	10 目	32 科	85 種	1 種	1 種	7 種	52 種	2 種

※鳥獣の配列 (No.) 及び目・科・種名は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、平成 14 年 7 月) に準拠した。

注 1) 着色箇所は令和 5 年度の現地調査 (夏季) 等で見られた種である。

注 2) リスト掲載種は、東京都における鳥獣保護区生息状況調査委託 (令和 5 年度・平成 27 年度) による実態調査に基づき作成。今後、令和 5 年度の同委託による冬季の実態調査及び文献調査等の結果を反映させる予定。

注 3) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

1 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

2 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成5年法律第75号)

際：国際希少野生動植物、内：国内希少野生動植物、緊：緊急指定種

3 「日本の絶滅のおそれのある野生生物 [鳥類]」(環境省編 2020年)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

4 「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部) -2020年見直し版-」本土部ランク(東京都 2023年)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、空欄：データ無し、・：非分布

5 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)

特定：特定外来生物

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト（令和5年度・平成27年度）

No.	目名	科名	種名または亜種名	重要な種の選定基準				
				1	2	3	4	5
—	モグラ	モグラ	モグラ科の一種					
5	モグラ	トガリネズミ	トガリネズミ					
5	モグラ	トガリネズミ	シントウトガリネズミ				NT	
14	モグラ	モグラ	ヒメヒミズ				NT	
15	モグラ	モグラ	ヒミズ				○	
18	モグラ	モグラ	アズマモグラ				○	
25	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ				NT	
30	コウモリ	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				NT	
39	コウモリ	ヒナコウモリ	モリアブラコウモリ			VU	VU	
46	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ				NT	
56	サル	オナガザル	ニホンザル				NT	
58	ネコ	イヌ	タヌキ					
59	ネコ	イヌ	アカギツネ				○	
65	ネコ	イタチ	ニホンテン				○	
67	ネコ	イタチ	ニホンイタチ				○	
70	ネコ	イタチ	オコジョ			NT	VU	
72	ネコ	イタチ	アナグマ				○	
85	ネコ	クマ	ツキノワグマ				NT	
86	ネコ	ジャコウネコ	ハクビシン					
129	ウシ	イノシシ	イノシシ				○	
130	ウシ	シカ	ニホンジカ					
132	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	特天			VU	
136	ネズミ	リス	ニホンリス				○	
138	ネズミ	リス	ニホンモモンガ				○	
140	ネズミ	リス	ムササビ				○	
144	ネズミ	ネズミ	ヤチネズミ				NT	
145	ネズミ	ネズミ	スミスネズミ					
146	ネズミ	ネズミ	ハタネズミ				○	
151	ネズミ	ネズミ	アカネズミ				○	
152	ネズミ	ネズミ	ヒメネズミ				○	
159	ネズミ	ヤマネ	ヤマネ	天			○	
164	ウサギ	ウサギ	ニホンノウサギ				○	
計	7目	17科	33種	2種		3種	27種	

※鳥獣の配列（No.）及び目・科・種名は、「日本野生鳥獣目録」（環境省自然環境局野生生物課、平成14年7月）に準拠した。

注1）着色箇所は令和5年度の現地調査（夏季）等で見られた種である。

注2）リスト掲載種は、東京都における鳥獣保護区生息状況調査委託（令和5年度・平成27年度）による実態調査に基づき作成。今後、令和5年度と同委託による冬季の実態調査及び文献調査等の結果を反映させる予定。

注3）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

- 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成5年法律第75号）
際：国際希少野生動植物、内：国内希少野生動植物、緊：緊急指定種
- 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔哺乳類〕」（環境省編 2020年）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

- 4 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020 年見直し版－」本土部ランク（東京都 2023 年）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、空欄：データ無し、・：非分布
- 5 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）
特定：特定外来生物

鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 概要

(1) 鳥獣保護区

東京都では、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区に指定している。

令和5年11月現在、39箇所48,635ヘクタールの鳥獣保護区を指定している。

なお、鳥獣保護区では狩猟が禁止されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日付法律第88号）」第28条

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

東京都では、鳥獣保護区の区域において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる地域を特別保護地区に指定している。

令和5年11月現在、8箇所2,887ヘクタールの特別保護地区を指定している。

なお、特別保護地区では、狩猟の禁止に加え、一定の開発行為も規制されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日付法律第88号）」第29条

<要許可行為>

- ・建築物その他工作物の新改増築
- ・水面の埋め立て又は干拓
- ・木竹の伐採 など

2 自然環境保全審議会との関係

(1) 鳥獣保護区

新規指定及び区域の拡張する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

新規指定、区域の拡張及び存続期間を延長する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

